

特集

大麻取締法の75年ぶりの 大幅な改正でどうなる?!

日本の 産業用ヘンプ

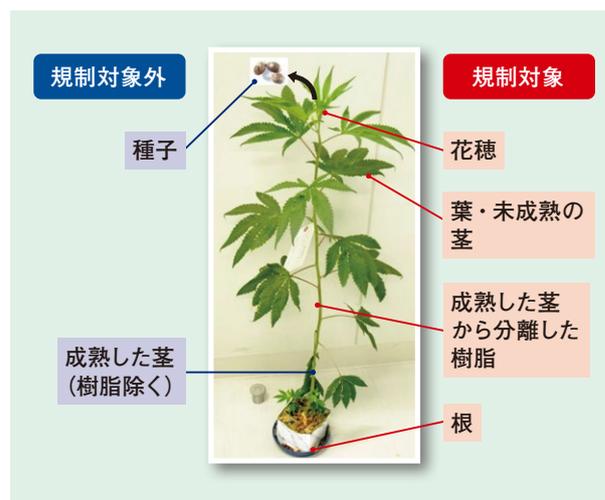
前編

■大麻草の分類と法改正の概要

	産業用 ヘンプ	医療用 大麻	嗜好用 大麻
品種	繊維型	中間型・薬用型	
THC 濃度	1.0%以下	5 ~ 25%	
現行法 の適応	△	×	×
改正後 の適応	○ (上限基準値 は未定)	△ (有効性・安全性が 確認され、承認を得た ものに限る)	×

※THC：テトラヒドロカンナビノール、
大麻草に含まれるマリファナの主成分

〈植物の部位による規制〉



〈THC濃度による成分規制〉

かつては日本でも幅広く生産され、日用品の原料としても身近な存在であった麻だが、産業用途で用いる「ヘンプ」の取り組みも長い間大麻取締法の厚い壁に阻まれてきた。これまでも本誌では「今から始める大麻栽培」（2012年9月号）、「産業用ヘンプの世界最新動向」（2017年10月号）と特集を企画し、ヘンプの可能性に注目してきたとおりである。世界的な産業用ヘンプの合法化の波が押し寄せ、わが国もようやく大麻取締法の大規模な改正という潮目を迎えようとしている。産業用ヘンプの振興に尽力してきた関係者にとっての感慨はいかばかりだろうか。前編では、ここに至るまでの経緯を整理する。次号の後編では、法改正後の展望について生産・振興・育種等の立場の方々へのインタビューを掲載する。 (まとめ 赤星栄志・加藤祐子)

大麻取締法等を改正する背景と産業用ヘンプに関わる変更点

表1：今回の大麻取締法改正までのおもな出来事（※ は国内の政治家の動き）

【1948（昭和23）年 大麻取締法 施行】

2018年	1月	嗜好用	厚労省が精神・障害保健課に依存症対策推進室を新設
	6月	医療用	米国食品医薬品局（FDA）がCBD医薬品「エビディオレックス」を承認
	8月	嗜好用	薬物乱用対策推進会議で「第五次薬物乱用防止五カ条戦略」を決定
	9月	医療用	ドラベ症候群患者家族会、日本てんかん協会、日本てんかん学会、日本小児神経学会が「エビディオレックス」の早期承認を陳情
	12月	産業用	米国の農業法改訂により全米で産業用ヘンプを合法化
2019年	3月/5月	医療用	秋野公造参議院議員が国会で質問「大麻取締法第4条の医療利用禁止条項があっても治験は可能」と厚労省が答弁
	4月	嗜好用	警察庁が大麻事犯の取り締まりの徹底を通達（23年まで有効）
	12月	医療用	聖マリアンナ医科大学・沖縄赤十字病院が治験の申請準備を開始
2020年	3月	全般	厚労省が44年ぶりに大麻に関する小冊子『大麻問題の現状』を発行
	4月	産業用	厚労省関東信越厚生局麻薬取締部にてCBD製品の輸入手続きを明文化
	6月	医療用	厚労省の補助金で大麻由来医薬品に関する調査研究を実施（～21年5月まで）
	12月	医療用	国連麻薬委員会にてWHO勧告「大麻に医療価値あり」を賛成可決
	12月	産業用	（株）伊勢麻が三重県行政不服審査会に「大麻を原料とする繊維製品の県外出荷を認められない」決定に対する不服を申し立て
2021年	1月	全般	厚労省が「大麻等のあり方検討会」を開催（6月まで全8回、6月に報告書を作成）
	1月	嗜好用	自民党が「大麻撲滅プロジェクトチーム」を発足（7月に提言）
	3月	産業用	三重県議会が衆参両院・内閣・厚労省・農水省に「精麻生産の維持継承等について」の意見書を提出
	4月	医療用	英国の大麻医薬品メーカー GW製薬が日本支社・GWファーマ社を開設
	6月	産業用	超党派の「カンナビジオールの活用を考える議員連盟」（CBD議連）が発足
	6月	産業用	厚労省が「大麻栽培でまちおこし!?」冊子をウェブサイトから削除
	9月	産業用	厚労省が大麻栽培者への過剰規制の弾力化を通知（22年3月にも再通知）
2022年	7月	医療用	日本臨床カンナビノイド学会が大麻由来医薬品の早期承認・保険収載を要望
	4月	全般	厚生科学審議会に「大麻規制検討小委員会」を発足（9月まで全4回開催）
	4月	医療用	GWファーマ社の治験届を（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）が受理
	4月	産業用	自民党が「産業や伝統文化等への麻の活用に関する勉強会」を発足
	6月	全般	閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022」に大麻制度の見直しを明記
	7月	全般	大麻の伝統・産業・医療分野に造詣が深かった安倍晋三元首相が凶弾に倒れる
	10月	嗜好用	米国バイデン大統領が厳罰的大麻政策を謝罪、恩赦・非犯罪化を表明
2022年	12月まで	全般	厚労省審議会が大麻取締法／麻薬及び向精神薬取締法（以下、麻向法）の改正案について答申
2023年	1月～6月	全般	国会にて内閣提案の大麻取締法／麻向法の改正案を提示 衆議院・参議院厚生労働委員会ですれぞれ議論し、衆参両院で採決

《以下、衆参両院で法案が可決された場合》

2023年	全般	大麻取締法／麻向法の関連省令、関連告示を発令
2024年	1月	改正大麻取締法および改正麻向法の施行

大麻の調査研究成果が44年ぶりに小冊子に

大麻取締法が75年ぶりに大幅な改正に至るきっかけは、厚労省の補助金を受けた「危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究」だった。この調査研究は16～19年まで23名の研究者が参画し、約3000万円が投じられた。研究成果物は5冊、全

大麻草は、用途別に産業用ヘンプと医療用大麻、嗜好用大麻に分類されるが、日本の大麻取締法はこの分類に適切しておらず、世界の潮流から長らく取り残されてきた。いよいよ日本のヘンプは夜明けを迎えるのか——大麻取締法の改正を巡るさまざまな動きを時系列に追い、産業用ヘンプの国内栽培に関してどのように変更されるのか、その要点をまとめた。

厚生労働省（以下、厚労省）は2021年に検討会を開催し、翌22年には厚生科学審議会に小委員会を設けて、大麻取締法等の改正を検討してきた。その背景には、①国際情勢の変化、②国内の大麻事犯の増加、③患者団体からの医療ニーズ、④麻文化の保護と新しい産業創出の4つの側面がある。

厚労省が44年ぶりに大麻に関する小冊子『大麻問題の現状』を発行した。この冊子は、大麻の歴史や現状、健康被害の防止策、産業用大麻の活用についてをまとめた。厚労省は、この冊子をウェブサイトから削除した。これは、大麻栽培者への過剰規制の弾力化を通知した際に、この冊子をウェブサイトから削除した。これは、大麻栽培者への過剰規制の弾力化を通知した際に、この冊子をウェブサイトから削除した。

図1：小冊子『大麻問題の現状』
(2020年3月発行)



出典：<https://dapc.or.jp/torikumi/20200415.pdf>

発見されてから、大麻成分の研究が少しずつ進展してきた。カンナビノイドとは、大麻草に含有する100種類以上の生理活性物質の総称で、THCやCBDもその一種に過ぎない。これらの成分は、鎮痛や制嘔、睡

860ページに及ぶ。そのなかで一般向けに発行されたのが、小冊子『大麻問題の現状』(全127ページ・図1)である。1976年に発行された小冊子『大麻』(全92ページ)の改訂版に相当するが、実に44年間も情報が更新されていなかったことにただただ驚かされる。

76年版では多くのページを割いていた大麻の沿革、図解付きの大麻草の植物学、法律制定の歴史的経緯が簡潔にまとめられた。現行の大麻取締法でいう「大麻」とは、大麻草(学名カンナビス・サテイバ・エル)の植物体とその製品から、大麻草の成熟した茎とその製品(樹脂を除く)、大麻草の種子とその製品を除いたものだ。葉物として規制対象となっているのは、大麻草の「花穂」と「葉・未成熟の茎」、「成熟した茎から分離した樹脂」、「根」である。

厚生省が大麻由来医薬品の 治験が可能と国会で答弁

60年代にマリファナの主成分であるTHC(テトラヒドロカンナビノール)やヘンプに多く含まれるCBD(カンナビジオール)が

眠改善、食欲刺激、神経保護、抗炎症、抗てんかん、抗不安などのさまざまな薬効を持つことがわかってきた。

ところが、我が国では48年に制定した大麻取締法の第四条に、大麻由来医薬品の施用も施用のための交付も禁止する規定がある。そのため、細胞や動物を使った臨床研究ができて、ヒトを使った臨床試験やカンナビノイドを含んだ医薬品の輸入や処方(投与)は一切できなかった。

この規定の解釈を巡って、19年3月19日の参議院沖繩および北方問題に関する特別委員会で、医師でもある秋野公造議員が質問に立った。その答弁で厚生労働大臣官房審議官(医薬担当)は、米国食品医薬品局(FDA)が18年6月に承認したカンナビノイド医薬品である難治性のでんかん治療薬「エピディオレックス」(図2)について、一定の要件を満たせば治験として国内の患者に投与することは可能という新しい見解を示したのだ。

さらに、同年5月15日の同委員会では同様に、大麻由来の薬物で海外での治験段階で第Ⅲ相試験中または第Ⅱ相試験完了のものについても、国内での治験実施が可能

一方の新版で詳しく解説されているのは、大麻草の医療利用の有効性や海外諸国の大麻の取り扱いについての項目である(第Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ・Ⅷ章)。医療用大麻だけでなく、嗜好用大麻や産業用ヘンプについても調査し、掲載したことは画期的だった。76年版ではこれらがわずか3ページの掲載量だったことを思えば、世界的な大麻の規制緩和と医薬研究の進歩の貢献度がいかに大きいかが伝わってくる。

この小冊子ならびに研究成果は、我が国で大麻の規制と活用について今後どうするかを議論するための基礎的な資料になった。

という見解を述べた。

なお、19年時点で、医療用大麻の合法的な施用制度のある国は40カ国以上あり、カンナビノイド医薬品「サティベックス」を承認した国が20カ国以上、先行的試験を実施する国が2カ国あった。この国会質問と答弁を受けて、日本もようやく先行的試験を実施する国になったといえるだろう。

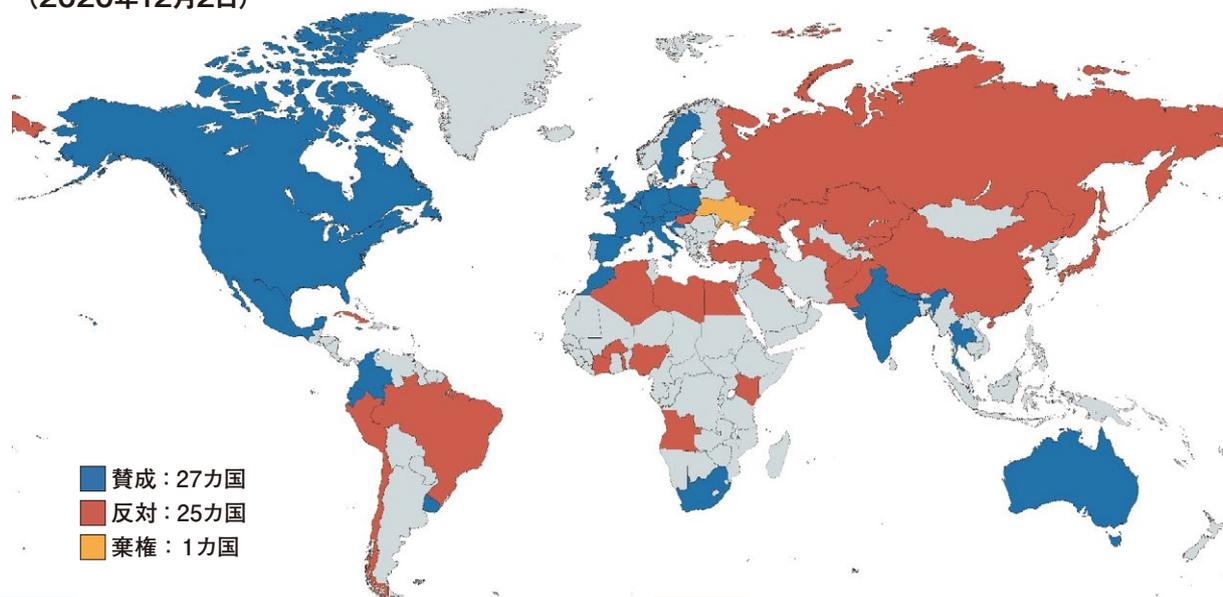
この経緯を踏まえて、同年12月に、聖マリアンナ医科大学と沖縄赤十字病院が治験の申請準備を開始したことが発表された。翌20年には、厚生労働科学特別研究「難治性てんかんにおけるカンナビノイド(大麻抽出成分)由来医薬品の治験に向けた課題把握および今後の方策に向けた研究」(研究代

図2：米国食品医薬品局が2018年に承認した
CBD医薬品「エピディオレックス」



注：「サティベックス」は、THCとCBDを1対1で含むカンナビノイド医薬品で、開発元はエピディオレックスと同じGW製薬(現・ジャズファーマ社)

図3：国連麻薬委員会における大麻および大麻関連物質のWHO勧告5.1に対する国別の投票結果 (2020年12月2日)



賛成国

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、コロンビア、クロアチア、チェコ、エクアドル、エルサルバドル、フランス、ドイツ、インド、イタリア、ジャマイカ、メキシコ、モロッコ、ネパール、オランダ、ポーランド、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、ウルグアイ

反対国

アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、バーレーン、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、中国、コートジボアール、キューバ、エジプト、ハンガリー、イラク、カザフスタン、ケニア、キルギス、リビア、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、ロシア、トーゴ、トルコ、トルクメニスタン、日本

棄権国 ウクライナ

出典：https://www.greenzonejapan.com/2020/12/05/cnd_vote

国連決議で大麻を最も危険な等級から削除

表者「太組一朗」が実施され、翌21年秋に報告書を公表した。

大麻が国際的に規制を受けている根拠は、1961年麻薬単一条約にある。この条約では、大麻および大麻樹脂は、附表IV（最も乱用され、医療価値なし）の等級に位置づけられ、世界的に広く「危険な薬物」として認識されてきた。

ところが、96年に米国カリフォルニア州での医療用大麻の合法化をきっかけに、全米各州での合法化が広がった。米国以外でも世界各地で医療用大麻を合法化する国が増えるにつれ、附表IVの等級付けに対する矛盾が指摘されるようになった。

公式提案を最初に出したのは意外な国だった。日本政府が、大麻草の健康への影響を見直してほしいという提案を国連麻薬委員会に提出し、09年5月25日に決議されたのだ。それから7年が経過した16年12月に、世界保健機関（WHO）は依存性薬物専門家委員会（ECCD）で、大麻関連物質の等級付けの科学的評価プロセスを開始した。事前審査と批判的審査を経

て報告書が取りまとめられ、8項目からなるWHO勧告が発表されたのは19年1月のことである。

その後、53カ国が参加する国連麻薬委員会（CND）での議論と採決に引き継がれたが、採決の延期を何回も繰り返すほど前例のないものとなった。最終的に、WHOの審査開始から丸4年後の20年12月2日に1項目のみが採択され、残り7項目は否決という結末を迎えた。

【採択された項目】

WHO勧告5・1…単一条約の附表IVから大麻および大麻樹脂を削除すること

この決議を受けて、大麻および大麻樹脂の医療の利用が国際的に認められるようになった。

国別の投票状況は、53カ国中、賛成27、反対25、棄権1だった。欧米先進国は当然のように賛成したが、日本政府はロシア、中国と共に強固に反対した。その理由は、科学的な根拠ではなく、「大麻が医薬品に使える＝安全に使える」という誤ったメッセージを発することになる」という広報的なものだった。ちなみに、ウクライナはロシア（反対派）と欧州（賛成派）の両方の立場を考慮して「棄権」

を唯一選択した(図3)。

なお、ヘンプに多く含有するCBDは、この一連の科学的評価プロセスで、CBDDという化学物質の依存および乱用の可能性は低く、国際的な薬物条約の規制対象外であることが確認されている。

厚生省が大麻等の薬物対策のあり方検討会を開催

国連麻薬委員会の議決を受けて、大麻取締法を主管する厚生省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課は「大麻等の薬物対策のあり方検討会」(以下、あり方検討会)を設置した。この検討会では、医学者・薬学者・法学者、弁護士・製薬会社・民間団体・マスコミ・自治体職員等で構成される12名の有識者が議論した。21年1月から6月まで全8回開催され、大麻取締法等の改正に向けた具体性のあ

る大きな動きとなった。
あり方検討会がとりまとめた報告書で示された方針を下記に示す。
①若者の大麻事犯急増に対応するための大麻使用罪の創設
②大麻および大麻樹脂の医療価値を認めたWHO勧告の国連採択を受けての大麻由来医薬品の使用解禁

③茎と種子の利用は合法で花と葉の利用が違法という現行の植物の部位規制から、THCによる成分規制への変更
④薬物事犯者の再乱用防止対策の強化

なかでも「大麻使用罪の創設」については、異論が噴出した。関西薬物依存症家族の会が「逮捕や補導には効果がない」というアンケート結果を公表したり、有志の弁護士らが大麻使用罪の創設に反対する署名を集めて厚生省に提出(署名総数:1万4761筆)したり、依存症患者を支援する9つの関連団体が「嗜好用大麻を使用した若者らを社会から排除せず、費用対効果の高い『刑の代替支援措置』を導入すること」を厚生省に要望したりした。

使用罪の創設に反対する人々の主張内容は大きく2つある。まず、刑罰によって9割の「問題ない薬物使用者」を逮捕、勾留、投獄すること、社会的にステイグマ(負の烙印)を生んでおり、残り1割の治療を受けるべき「問題のある薬物使用者」を救えないという主張だ。そして、世界的に薬物政策が懲罰的アプローチから健康的アプローチに転換し、大麻に限れば

米国のバイデン大統領が公式表明(22年10月)するくらい非犯罪化する国や地域が増えるなか、新たに使用罪を創設する日本は逆行するという指摘である。

図4: 厚生労働省のウェブサイトから削除された「大麻栽培でまちおこし?!」冊子



また、国内栽培では、16年に三重県で麻栽培を始めた(一社)「伊勢麻」振興協会が、繊維やオガラ

の県外出荷が認められない事態を受け、許認可と栽培要件の緩和について行政や県議会、厚生省、国政に働きかけた。あり方検討会の第5回会合(21年4月23日)で、日本の麻文化を守ることが確認されたのはその成果である。

実は、あり方検討会期間中に厚生省のウェブサイトに記載していた過去の大麻事犯をもとに作成された『大麻栽培でまちおこし?!』冊子(図4)とその関連事項が削除されている。この冊子には、大麻取締法で認められている麻栽培を危険なものであるかのような過剰表現があり、日本の伝統文化を

支えてきた大麻栽培者の尊厳を傷つけていたためである。

さらに、21年9月には大麻栽培者に一部の都道府県が過剰な規制を強いていた件にも厚生省からの通達が出た。近年は、都道府県により詳細は異なるが、規制対象外の繊維や茎の県外越境取引の禁止、盗難防止のための高さ2・7mの鉄柵の設置、24時間稼働する監視カメラの設置、監視記録の5年間保存、後継者育成のための農業研修生の受入禁止などの規制が掛けられていた。あくまでも大麻取締法等の改正に向けた過渡的な時期にあることに照らして、今後の免許審査等において大麻栽培者に過度な負担がかからないよう弾力的な対応を助言した形である。

自民党内の大麻撲滅チームと CBD議連の発足と提言

あり方検討会の開催と同時期に、政治も動き始めた。自民党内に大麻撲滅プロジェクトチームを発足させた。国内の大麻事犯の急増を受けて、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアを担う保護司や警察関係者からの要請を受けたものである。正式名称は「自民党政務調査会再犯防止推進特別委員会の大麻事犯等撲滅プロジェクトチーム」で、座長に衆議院の田中和徳議員が選ばれた。あり方検討会の

表2：各国で異なるCBD製品のTHC制限値

国・地域	THC制限値
英国領ジャージー島、ガーンジー島	< 3.0%
スイス	< 1.0%
オーストリア、ルクセンブルグ、チェコ共和国、フランス、米国	< 0.3%
ポーランド、ギリシャ、スペイン、ベルギー、ルーマニア、ドイツ、デンマーク、タイ	< 0.2%
オランダ	< 0.05%
スウェーデン、ノルウェー、英国、スロバキア	制限値なし
ブルガリア、イタリア	不明

※フランス、米国、タイについては22年1月時点の情報を筆者が追記
 出典：Health Guidance Levels for THC in CBD products (2021)

報告書とほぼ同じ内容の提言書ととりまとめ、22年7月9日に当時の上川陽子法務大臣に手渡した。

一方、我が国では13年からCBD製品が食品や雑貨として流通している。厚生省関東厚生局麻薬取締部は20年4月にウェブサイトにCBD製品の輸入手続きに関わる内容を掲載し、これまで曖昧だった領域を明文化した。

だが、あり方検討会では、新規の大麻由来医薬品と、大麻事犯を抑制するための使用罪創設の話題が先行するなかで、CBD製品の話題が完全に抜け落ちていた。その部分を政治的に埋める形で21年6月15日に発足したのが、カンナビジオール(CBD)の活用を考える議員連盟(通称・CBD議連)である。会長に河村建夫衆議院議員(自民党)、事務局長に松原仁衆議院議員(立憲民主党)が就任し、与野党にも幅広く参加を呼び掛けた超党派の議員が加わった。毎回の会議には大麻取締法を所轄する厚労省だけでなく、農水省、経産省、法務省、財務省、警察庁、消費者庁の関係省庁がすべて参加して、議論を進めている。

※21年末に河村氏は政界を引退し、会長職は山口俊一衆議院議員が引き継いだ

CBD製品に関しては、世界各国で統一した品質基準がなく、特にマリファナの主成分であるTHC濃度をどこまで許容するのかは、各国で大きく異なる(表2)。現在、日本はTHCを全く含まない製品に限定する「ゼロ規制」を採用している。検討課題として、日本の制限値をどこに設定するのか、市場流通と安全管理の両面で協議することが求められる。

同議連は、22年5月16日に「CBDの活用と健全な市場育成に向けた提言」を厚生省に提出した。その内容は、CBD製品のTHC濃度の制限値の設定のほか、THCの検査体制の整備、CBD製品の国内生産・活用・市場育成に向けた法令の整備に早急に取り組むよう求めるものだった。

産業用ヘンプの勉強会発足と 法改正の骨太方針への明記

前述の自民党大麻撲滅チームやCBD議連とは別に、自民党は産業用ヘンプも包括した新たな組織を立ち上げた。「産業や伝統文化等への麻の活用に関する勉強会」の第1回目の会合が22年4月27日に開催され、冒頭で故・安倍晋三氏があいさつした。そのなかで「産

業用等の大麻について、残念ながら大麻というだけで偏見を持たれてしまっている」「神事をつかさどる上において麻は必要なもの。近年はヘンプ(麻)として自動車の部品やボディ等に使われている。カーボンニュートラルを見据えれば、ヘンプの活用が期待される」「耕作者が未来を描けるように農業、産業振興の観点からも、政治の場で考えていく必要がある」と述べ、この日の勉強会の様子はマスコミ各社によって広く報道された。

一連の政治的な動きの成果は、内閣府が22年6月に公表した「骨太方針2022」に現れた。そのなかで「大麻に関する制度を見直し、大麻由来医薬品の利用等に向けた必要な環境整備を進める」ことが明記され、フォローアップの工程表にも大麻制度の見直しが取上げられたのだ。

骨太方針とは、政権の重要課題や翌年度予算編成の方向性を示す方針で、正式名称は「経済財政運営と改革の基本方針」という。各省庁の利害を超えて官邸主導で改革を進めるため、首相が議長を務める経済財政諮問会議で毎年6月に策定をするものである。

大麻制度の見直しは、経済再生、少子高齢、税制度、労働安全、外交関係などと比べると、極めてマイナーな政策課題であることは否めない。しかし、骨太方針に取り上げられた課題は、政府として早急に実施しなければならぬ無数の政策課題のなかでの優先順位が上がり、実施されやすくなる。偏見や誤解の強いテーマにも関わらず、政治家が当事者たちの小さな声を拾って、政治力を発揮した成功事例として記憶されることになるだろう。

大麻規制検討小委員会の法改正に向けた審議内容

大麻取締法等の改正に向けた具体的な審議は、22年5月に発足した厚生労働省の厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の大麻規制検討小委員会で行なわれた。4回の会議が行なわれ、9月29日にとりまとめ(案)が公表された。

この小委員会は、前回のあり方検討会のメンバーからの5名に加えて、依存症専門医、指定薬物の専門家、医師会の代表者、薬剤師会の代表者、生薬の専門家2名の計11名で構成される。審議内容は①医療ニーズへの対応、②薬物乱

～日本の大麻草(麻)のTHC濃度～

我が国では、THCの化学構造が同定されて以来、在来種の麻のTHC濃度研究が行なわれてきた。また、盗難防止の観点から栃木県農業試験場で育成された低THC品種の「とちぎしろ」は、現在、唯一の栽培品種とされ、THC濃度の研究成果がある。それらに加えて、厚生省が21～22年に240検体(花穂120検体、葉120検体)で行なった全国大麻除去検査の結果を図5に示した。

日本の麻の在来種(①～④)は、もともとTHC濃度が1%前後である。「とちぎしろ」(⑤

～⑦)は、欧米の品種基準にあるTHC濃度0.3%以下に収まっている。また、厚生省の全国検査(⑧、⑨)においては、花穂で平均1.071%、葉で同0.645%で、従来の在来種(①～④)とほぼ同じ濃度分布を示した。

ちなみに、国内の違法な乾燥大麻のTHC濃度の平均は11.2%なので、大きな差異がある。

また、諸外国におけるヘンプ品種のTHC濃度基準を表3にした。現場の運用と安全性を踏まえると、産業用ヘンプのTHC濃度は上限1%基準で検討を進めるのが妥当ではないだろうか。

図5：日本の麻のTHC濃度

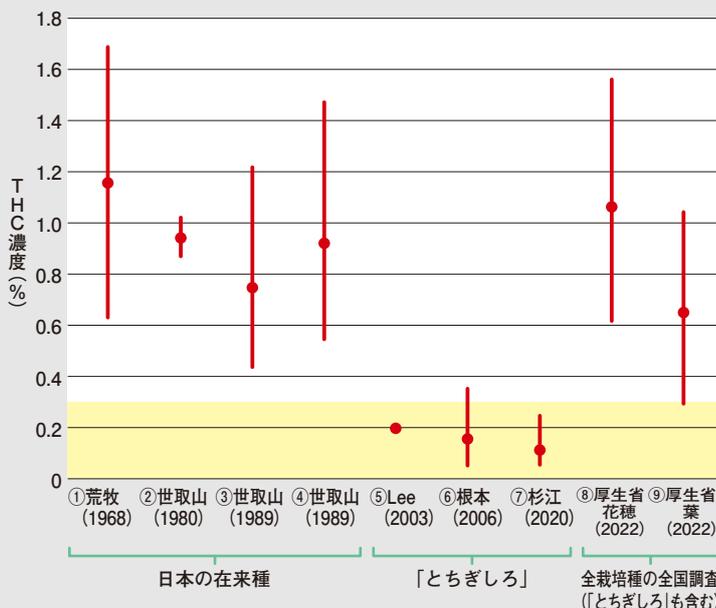


表3：世界各国のヘンプ品種のTHC濃度基準

THC濃度	国名(制定年)
0.2%	EU28カ国(2002～2022)、イスラエル(2016)
0.3%	カナダ(1998)、中国(2008)、米国(2018)、EU27カ国(2023～)、インドの一部(2017)、ガーナ(2020)、パキスタン(2020)、ザンビア(2021)
0.35%	ニュージーランド(2006)
0.5%	ウルグアイ(2014)、パラグアイ(2019)
1.0%	スイス(2011)、コロンビア(2016)、オーストラリア各州(2017)、タイ(2019)、ペルー(2019)、レバノン(2020)、マラウイ(2020)、エクアドル(2020)、ジンバブエ(2020)、チェコ(2022)、モロッコ(2022)、コスタリカ(2022)、フィジー(2022)、ガイアナ(2022)
基準値なし	日本(1948)、韓国(1976)、ジャマイカ(2015)

表4：大麻取締法等改正に伴うヘンプ栽培に関わる主な変更点

	現行の大麻取締法 (1948年～)	改正に向けた「議論のとりまとめ (案)」
規制対象	植物部位による規制 規制対象外：成熟した茎、種子 規制対象：花穂、葉、未熟な茎、根	THC濃度による規制 低THC品種＝ヘンプの濃度基準を設定 高THC品種 (医薬品原料用途)
栽培目的	神事や伝統的な利用に限定	神事や伝統的な利用のほか、新しい産業利用を可能とする (例：国産のCBD製品、バイオプラスチック、建材など)
免許の種類	大麻栽培者、大麻研究者	大麻栽培者、麻薬研究者 (麻薬及び向精神薬取締法に基づく免許に一元化)
栽培地要件	都道府県ごとに運用がバラバラ	全国的な統一基準を設ける
	条文に記載はないが、THC濃度に関係なく、高いフェンスで囲む、監視カメラの設置など厳しい防犯体制が求められてきた	低THC品種であれば、特に厳しい防犯体制を求めない 高THC品種の栽培には厳格な管理を求める
免許期間	1年 (対象年の12月31日まで)	3年 (麻薬取扱者免許と同じ) に延長を検討
播種用種子	海外品種の輸入禁止	種子のTHC濃度による管理を基本とする 海外品種の輸入も一定条件下で可能に
	種子譲渡は原則禁止	国内の種子生産、全国流通を認める
CBD製品	THC濃度の制限値なし	THC残留限度値を設定する THC濃度の検査体制を整備する

参考：厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会・第4回大麻規制検討小委員会 (2022年9月29日) 資料2

用への対応、③大麻の適切な利用の推進、④適切な栽培及び管理の徹底という4つの論点に整理され、進化した。

審議の結果、医療ニーズへの対応として「大麻由来医薬品の製造と使用の解禁」を、薬物乱用への対応として「大麻使用罪の創設」を、大麻の適切な利用の推進と適切な栽培および管理の徹底については「植物の部位による規制からTHC濃度による成分規制への変更に伴う管理体制の整備」という方針がそれぞれ示された。

とりまとめ (案) は全20ページにわたり、補足資料 (全67ページ) と合わせて内容は膨大だ。表2に産業用ヘンプの栽培に関わる変更点をまとめた。詳細は厚労省のウェブサイトで確認してほしい。

最も大きく変わるのは、原則栽培禁止として運用してきた大麻草を低THC品種と高THC品種 (医薬品原料用途) に区別して、それぞれの栽培を認める点である。つまり、従来の植物部位による規制からTHC濃度による成分規制に移行するため、THC成分の検査体制を整備することになる。

低THC品種であれば、特に厳しい防犯体制を求めず、都道府県

の独自基準による運用から全国で統一した栽培要件となる見込みである。極めて限定的であった栽培目的は、CBD製品、バイオプラスチック、建材などの新しい産業用途への活用の道が開かれる。長年、北海道ヘンプ協会が強く要望してきた海外の優れたヘンプ品種の導入についても、一定の条件下で輸入可能になりそうだ。

これまで極めて取得が難しかった大麻研究者免許は、既存の麻薬及び向精神薬取締法で規定されている麻薬研究者免許に一元化することで、ヘンプの育種や栽培等の農学研究を実施しやすい環境が整うだろう。

今後は、23年の通常国会で改正案が提示され、衆参両院での審議・採決を経て、可決されれば24年1月に改正大麻取締法が施行される見通しだ。ヘンプ品種のTHC濃度基準値、THCの検査手順、CBD製品のTHC残留限度値や食薬区分、海外品種の播種用種子の輸入手順などの細かい規則や通知など、未定なところも多い。いずれにしても、鎖国状態だった我が国の大麻政策が75年ぶりに大幅な転換を迎えるのは間違いない。

(次号に続く)